

# 十月から児童手当が 変りました

昭和四十七年に発足した「児童手当法等」が十月から一部改正されました。

この制度は、十八歳未満の児童を三人以上養っていて、そのうちの一人以上が中学校卒業までの児童であることを条件に、三人目以下の児童に支給されるものです。

今回の改正で、支給額が次のように変わりました。

(支給額)  
三人目以降の中学校卒業前の児童一人につき、住民税の所得割り課税者には月額五千円。

その他的人には、月額六千円が支給されます。

くわしいことは、役場福祉係でおたずねください。

有線 二〇四一〇三

## 転居のときは手続きを忘れずに

児童手当を受けている人は、年一回、現況届を提出することになっています。

また、他の市町村から転居されたときには、新たに認定請求する必要があります。この場合、一月

の同居者に差し出すときは、棟番号や部屋番号とおなまえなどをお忘れなく、また、アパートなどの同居者にあてる場合は肩書の記入をもらさないようにしてください。

## 年金制度は通算される

あなたは通算年金制度を御存じですか。

日本には現在、会社員の加入する厚生年金、船乗り関係の人人が加入する船員保険、公務員の加入する共済組合、そして、この中の年金にも加入していない二十歳から六十歳までの人が加入する国民年金があります。

例えは、国民年金だけで老齢年金を受けるには二十五年以上保険料を納めなければなりませんが、年金の加入期間が五年間ありますと、国民年金加入期間は二十年で年金が受けられるようになります。

## 年金だより

# サラ金にご注意

サラリーマン金融業者による被害が増えています。

サラリーマン金融はできる限り利用しないようすべきですが、やむを得ず利用するときは、次のこととに十分注意しましょう。

返済計画はきちんと立て、必ず最短期間に返済すること。

契約内容(利率、返済方法、返済期限経過後の取扱いなど)をよく確認してから契約書を取りかわすこと。

作成書類にはよく目を通し、わすこと。

白紙委任状には絶対に署名押印し

ないこと。

元金、利息などを返済したときは、そのつど領収書を受けとり返済完了後は借用書を必ず返してもらいましょう。

県では、サラ金相談を次のとおり行っています。

相談日 每月第一、第三火曜日

相談時間 午前十時から午後三時まで

場所 県庁県民相談室

なお、くわしくは県企画部企画課へお問い合わせください。

## 電気の豆知識

- 小さくたたんだり、まるめないようにします。
- コントローラはショックを与えない。
- 老人や病人、子供が使うときは、周囲の人が温度調節に気をつけましょう。
- 乾燥機がわりに、洗濯物や衣服などを入れない。
- 移動するときショックを与えないように気をつける。
- 温度調節の不完全な器具は使わない。

